

沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会の開催について

〔平成 26 年 6 月 18 日〕
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）決定

最終改正：平成 30 年 6 月 7 日

1. 趣旨

沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号。以下「学園法」という。）に基づき沖縄科学技術大学院大学を設置する沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）に対する財政支援及び学園の事業計画の認可を行う内閣府において、学園に関する今後の運営に係る諸課題及び学園法附則第 14 条を踏まえた国の財政支援の在り方等について、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）に対して専門的知見から助言を行うため、「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成等

- (1) 検討会は、次に掲げる者のうちから内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が指名するものにより構成する。
- ①科学又は技術に関して優れた見識を有する者
 - ②大学・企業等の組織運営に関して高度な知識及び経験を有する者
 - ③大学等の財務及び会計に関して高度な知識及び経験を有する者
 - ④知的・産業クラスター形成に関して見識を有する者
 - ⑤その他学園法に規定する政策目的達成に関して学識経験のある者
- (2) 検討会は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 検討会の座長は、構成員の互選により決定する。
- (4) 座長は、あらかじめ代理者を指名する。

3. 庶務

検討会の庶務は、沖縄振興局において処理する。

4. その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が会議に諮り、定める。
- (2) 沖縄科学技術大学院大学学園に関する有識者懇談会（平成 24 年 7 月 10 日内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）決定）は、廃止する。

附 則

この決定は、平成30年6月7日から施行する。